

釜石市立平田小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改定

1 いじめ問題に関する基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

したがって、本校では、すべての児童の学習環境や生活環境が保障され、児童がのびのびと学校生活を送ることが出来るよう、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び職員の責務

保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条より】

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっているものの仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- ・「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接に関わる物ではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- ・けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめ防止等に関する校内体制づくり

本校では、いじめの未然防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 基本メンバー

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事

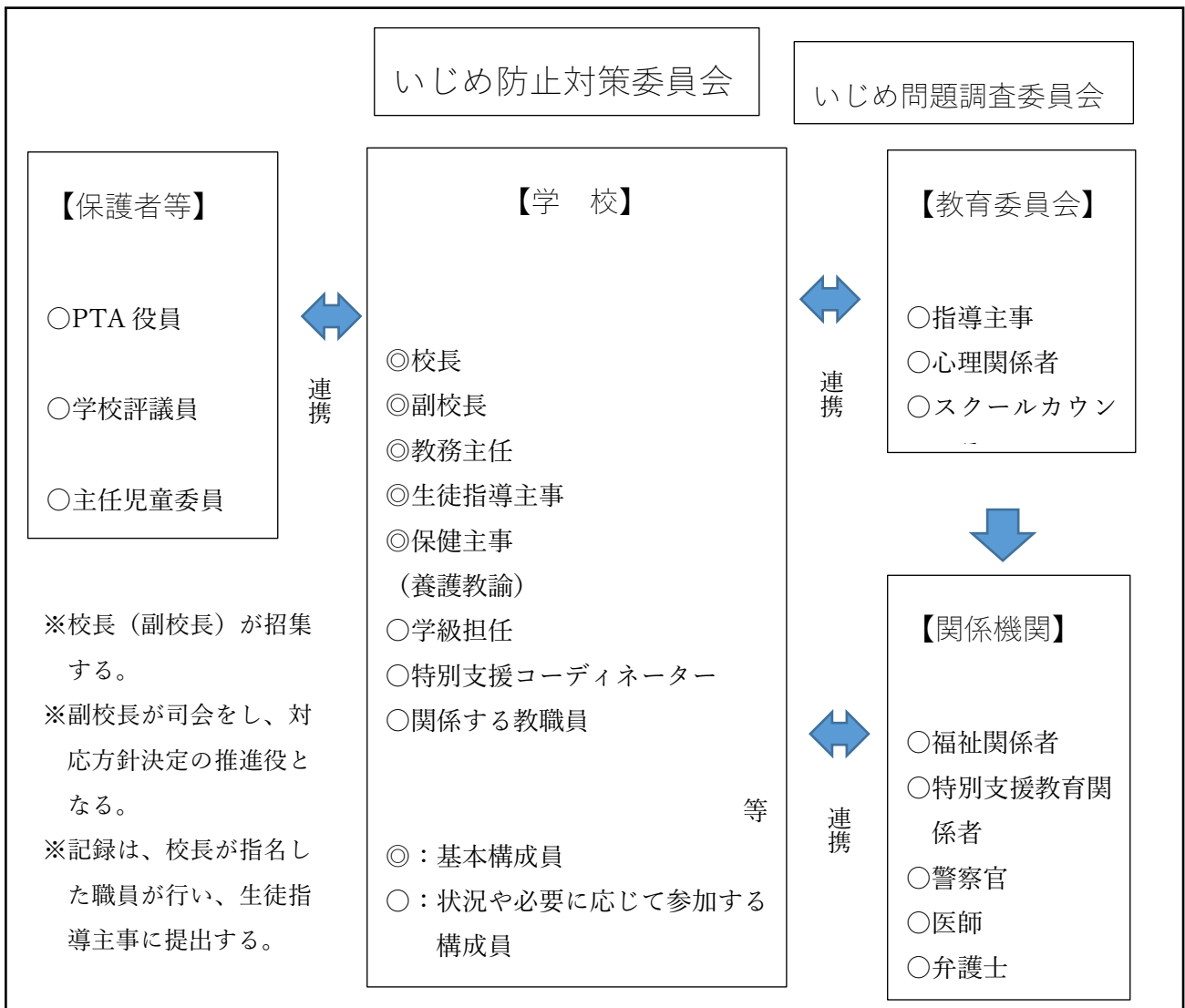
(2) 活動

- ・ いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
- ・ いじめに関わる研修会の企画立案
- ・ 未然防止、早期発見の取組、いじめ事案への対応
- ・ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学年の状況報告）
- ・ いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

月1回職員会議の後に情報交換することとし、いじめ事案の発生時には事案に関わる教職員を加え緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

(4) 組織図



5 いじめの未然防止のための取組

(1) 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。自分たちで目標をたて、できることを考えて行動することで、お互いに認め合い、自ら学校生活をより充実させる力を育てる。

ア 絆づくり

児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、お互いに認め合い、自らが「絆」を感じることができるようになる。授業や行事の中ですべての児童が活躍できる場面を作る。(自己有用感を感じられる場づくり)

・児童会活動(例)いじめ防止スローガンの作成・掲示、ありがとうメッセージの取組等

イ 居場所づくり

絆づくりの前提。児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくり(学級経営)を行う。

(2) 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

コミュニケーション能力の基礎を身に付けさせる。学級経営や生徒指導の中にソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、体験を通して学習させていく。

(3) ストレスに適切に対処できる力を育む。

ストレスに対する耐性、不安への耐性を強める。(ストレスマネジメント)

(4) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、ボランティア教育等の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心を培う。

(5) 「いわての復興教育」の目的を踏まえ、命の尊さ、心の健康、人や地域とのつながりをより深めるための実践を行う。

(6) インターネットや携帯電話等の情報通信機器を利用する際、発信者の匿名性や瞬時に情報が広範囲に流されることなどを踏まえた情報モラル指導を行い、インターネット上のいじめは重大な人権侵害であることを十分に指導する。

(7) 保護者、地域、関係機関との連携を密にして、いじめ防止に対する支援を行う。また、保護者、地域の啓発のために、入学式、PTA 総会等の場で、法制及び学校方針を敷衍する。

(8) 配慮を要する児童には、特性を踏まえた支援、保護者連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(9) 様々な事例をもとにして、いじめを受けた児童、いじめをした児童に対する対応を協議し、指導に生かすためのいじめ防止研修会を行う。(年1回)

6 いじめの早期発見

いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいように日頃から児童と教職員が信頼関係を築くように心掛ける。

(1) 観察による発見

日常から、児童の表情・態度・行動等をよく観察する。また、教室や下駄箱等の環境面での変化等にも気を配り、いじめを見逃さないようにする。

(2) アンケート調査 年3回(5月、10月、2月)

安心して書ける環境を作る。また、書いた内容が他者に見られないように配慮する。

(3) 面談による発見 年3回(6月、11月、2月)

上記のアンケートを行った後、6月は全員と面談を行う。11月と2月は、いじめの事実が確認されたり、いじめが懸念されたりした場合に学級担任や生徒指導主事等の担任外による聞き取り調査を即時行うこととする。

※「心とからだの健康観察」の実施後（9月）には、全員と面談をする。

※スクールカウンセラーとの連携

(4) 保護者による発見

保護者からいじめの相談を受けた場合は、具体的な行動や事実を聞き取る。その後、組織的に対応していく。

(5) 職員間の定期的な情報交換

月1回職員会議で、各学級の児童の学校生活の様子に関する情報交換を行い、全職員の共通理解のもと、指導・支援できる体制にする。

7 いじめへの対応

(1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに生徒指導主事、管理職に報告し、組織的な対応をする。

(2) いじめ事案が発生した場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下全ての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決に当たる。

(3) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実を確認する。

(4) いじめの事案が確認された場合、いじめをやめさせるように指導を行い、再発を防ぐためにいじめを行った児童への指導とその保護者への助言、並びにいじめを受けた児童と保護者への支援を継続的に行う。

(5) いじめを受けた児童が安心して学校生活を送るために必要と考えられる時は保護者との連携を図りながら別室等にて学習を行わせる等の対策を講じる。

(6) いじめを行った児童、いじめを受けた児童が円滑な人間関係を築くことができるように養護教諭やスクールカウンセラーと連携して継続的に指導・支援を行っていく。

(7) いじめが起きた集団(学級)に対するはたらきかけとして、いじめを知っていた児童への指導、並びにお互いを認め合い尊重し合う集団の再構築を図る指導を行う。

(8) いじめが「解消」されたとするためには、いじめと認知された行為が少なくとも3か月間止んでいることを目安とし、併せて被害児童本人及び保護者に対して面談等によって確認するものとする。

(9) いじめの内容が犯罪行為として扱われる場合は、釜石市教育委員会及び釜石警察署と連携して対処する。

8 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で深刻なものとなる。インターネットの持つ匿名性から安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報(画像)は、回収することが困難で、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

(2) ネット上のいじめへの対応の基本的な考え

- ・ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、学校が常に監視し関わっていくには、限界がある。また、ネット上の書き込みの削除依頼は、本人または保護者が行うことになるので、学校はその方法について助言や支援を行う。犯罪性が高ければ、警察に通報する。

(3) ネット上のいじめへの対応の留意点

- ・被害児童だけの情報だけをもとに安易に対応しないことが重要。ネット上のいじめが起こった

背景や事情について綿密に調べる必要がある。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ア インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し対応する。場合によっては被害の拡大を避けるため、釜石教育委員会と連携し、プロバイダーなどに情報の削除を求める。
- イ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ウ 児童に情報モラル教育を行い、情報機器を適切に活用するために、自分自身での確かな判断ができる力を身に付けさせる。
- エ インターネットの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

9 重大事態への対処

◎重大事態とは

- ・いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていたりしている疑いがあると認めるとき。

【推進法第28条】

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

◎重大事態への対処

- ・重大事態が発生したことを釜石市教育委員会に報告する。対応（調査）を学校または釜石市教育委員会のどちらが主体となっていくかを釜石市教育委員会が判断する。その際、調査主体の下に組織（調査組織）を設ける。（法28条により規定）

☆学校が調査主体の場合

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするために「いじめ問題調査委員会」を設置し、調査にあたる。本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 重大事態の性質において、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、速やかに聴き取りやアンケート等を実施し、事実関係を明確にする。その際、被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を行う。また加害児童からもいじめの事実関係を聴取し、公平性・中立性を確保する。
- (4) いじめを受けた児童及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供をする。
- (5) 学校設置者に調査結果を報告する。
- (6) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校全体で総力を挙げて取り組む。

場合によっては、いじめを受けた児童及び保護者の意向を配慮した上で、適時・適切に保護者説明会等で全ての保護者に説明すると共に解決に向けて協力を依頼する。

☆釜石市教育委員会が調査主体の場合

- ・釜石市教育委員会の指導のもと、資料の提出など、調査に協力する。

10 いじめ防止等のための年間計画

| 月 | 教職員等 | 防止対策 | 早期発見 |
|----|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 4 | いじめ防止対策委員会① ・基本方針・活動計画 職員会議で情報交換 PTA 総会及び学級懇談会における保護者啓発 | 基本的学習・生活習慣作り 一年生を迎える会 児童会総会（4年～6年） | 授業参観 家庭訪問 |
| 5 | | 運動会の取組による人間関係づくり（メッセージ取組） | |
| 6 | 学校運営協議会 | 修学旅行、宿泊学習による人間関係作り（5, 6年） | 授業参観 いじめアンケート① アンケートをもとに 個人面談①（全員） |
| 7 | いじめ防止全校集会 （スローガン発表） | | まなびフェスト1学期評価 保護者面談 |
| 8 | いじめ防止校内研修会 いじめ防止対策委員会② ・情報交換 | | 夏休みのくらし振り返り |
| 9 | | 防災授業の地域公開 陸上・マラソンの取組による耐性の強化 | 授業参観 心とからだの健康観察 （ストレスマネジメント） |
| 10 | | 学習発表会の取組による人間関係づくり（メッセージ取組） | |
| 11 | | 感謝する会（朝会） キャップハンディ体験 | いじめアンケート② 個人面談② |
| 12 | | 赤い羽根共同募金 | まなびフェスト2学期評価 保護者面談 |
| 1 | いじめ防止対策委員会③ ・情報交換 | | 冬休みのくらし振り返り |
| 2 | 学校運営協議会 | 6年生に感謝する会 ありがとうメッセージ | いじめアンケート③ 個人面談（気になる児童） |
| 3 | | | まなびフェスト評価 |

